

当院における人員配置基準について

当院は、厚生労働大臣が定める看護をおこなっている医療機関です。下記人員配置基準により、看護・介護にあたらせていただいております。

1. 療養病棟入院基本料 1

・病棟：F1 東、F1 西、F2 東、F2 西、E1（5 病棟） 290 床

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます
(療養入院 第 671 号・令和 2 年 9 月 1 日)

■ F1 東病棟：1 日に 9 人以上の看護職員と 7 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	12 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	12 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
23:45～8:45	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内

■ F1 西病棟：1 日に 9 人以上の看護職員と 6 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	12 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	15 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
23:45～8:45	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内

■ F2 東病棟：1 日に 9 人以上の看護職員と 7 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	10 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	10 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	25 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	50 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	25 人以内
23:45～8:45	介護職員 1 人当たりの受持ち数	50 人以内

- F2 西病棟：1 日に 8 人以上の看護職員と 7 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	15 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	12 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
23:45～8:45	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内

- E1 病棟：1 日に 9 人以上の看護職員と 7 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	15 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	12 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
23:45～8:45	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内

2. 精神病棟入院基本料 15 対 1、看護補助加算（看護補助加算 1、看護補助充実体制加算 1）

- ・病棟：B1、2A、6C、6E、C2 北（5 病棟） 280 床

平均して、入院患者様 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護比率 40%以上）と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます
（精神入院 第 2146 号・平成 28 年 2 月 1 日）
（看補 第 2801 号・令和 8 年 2 月 1 日）

- B1 病棟：1 日に 11 人以上の看護職員と 4 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	9 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	20 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内

■ 2A 病棟：1 日に 10 人以上の看護職員と 6 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	10 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	15 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内

■ 6C 病棟：1 日に 10 人以上の看護職員と 4 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	9 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	17 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	25 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	50 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	25 人以内

■ 6E 病棟：1 日に 10 人以上の看護職員と 5 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	10 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	15 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	60 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	30 人以内

■ C2 北病棟：1 日に 9 人以上の看護職員と 5 人以上の介護職員が勤務しています。

8:00～16:30	看護職員 1 人当たりの受持ち数	10 人以内
8:00～17:30	介護職員 1 人当たりの受持ち数	13 人以内
15:30～24:00	看護職員 1 人当たりの受持ち数	25 人以内
15:00～24:00	介護職員 1 人当たりの受持ち数	50 人以内
23:45～8:15	看護職員 1 人当たりの受持ち数	25 人以内

令和 8 年 8 月

